

府 公 第 69 号
平成 29 年 3 月 24 日

内 閣 総 理 大 臣
安 倍 晋 三 殿

内閣府公文書管理委員会
委員長 宇 賀 克 也

答 申 書

平成 28 年 3 月 17 日付け府公第 67 号－1 により当委員会に対して諮問された特定複合観光施設区域整備推進本部行政文書管理規則案及び旭川地方検察庁行政文書管理規則の一部改正案（別紙）については、案のとおりとすることが適当であるとの結論を得ましたので答申します。